

令和6年度第4回成田警察署協議会

1 開催日

令和7年2月18日（火曜日）

2 開催場所

成田警察署

3 出席者

・協議会委員 10人 ・警察署 14人

4 業務報告

(1) 成田山新勝寺迎春警備及び節分会雑踏警備について

(2) 令和6年中の犯罪情勢について

(3) 令和6年中の交通事故発生状況等について

5 警察署からの諮問事項

なし

6 委員からの要望・意見等

(1) 【質問】 言語が通じない外国人や身体的・精神的配慮の必要な方への対策としてどのような対策が執られているのか。専門職員の配置等はあるのか。

【回答】 外国人への対策としては、県警本部に専門の部署があり、各種言語に対応するため専門の通訳員が採用となっています。また、特殊言語等に対しては民間通訳員と契約を行っており、24時間対応可能な体制を構築しております。

その他、各署には一定数、指定通訳員と呼ばれる警察職員が配置となっており、外国人への対応にあたっております。

身体的・精神的に配慮の必要な方に対する専門職員の配置については、現状、警察では行っておりません。

身体的に障害のある方への配慮としましては、風除室に車椅子を配置するなど個別に配慮するよう心掛けております。

精神的に障害のある方への対応については、保健所など関係機関と連携の上、適正な対応に努めております。

(2) 【意見】 知人が先日、不審者情報とのことで成田警察署へ通報を行った。この時、署員の方からはパトロールを強化するとのことであったが、実際にパトロールを行ってくれたのかわからず、不安だったとのことです。

このような意見があるということをお伝えします。

【回答】 今後は、必要とあれば、遠慮なく警察官の現場臨場を要請して下さい。そ

して、直接管轄の警察官から、必要な防犯指導を受けるようにして下さい。

今回の委員からの意見を重く受け止め、署員に対してはパトロールカードの積極的活用など、市民に安心感を与えるようなパトロールの実施について指導していく所存であります。

(3) 【質問】 警察署協議会の開催意義及びマンネリ化防止について

【回答】 警察署協議会は、運営要綱にもあるとおり警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について住民等の意見を聴くための機関であるとともに、署長が署の業務運営について、住民等に説明し、その理解と協力を求める場であります。

この設置目的を達成するためにも、地域の代表である委員の皆様からの意見等に対しては、引き続き真摯に向き合い対応を行っていきたいと考えております。

また、協議会委員のみの意見交換の場を設けるなど、マンネリ化防止に努めていきたいと考えております。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

会長代理からの代表者会議結果報告